

## 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

西予市（以下「甲」という。）と愛媛県電設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の内容）

第3条 乙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（1）避難場所に対する、乙が所有する電設資機材等の提供。

（2）避難所の電気設備の応急点検に関すること。

（3）その他甲が必要と認める、乙の可能な応急対策業務に関すること。

### （費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

### （災害補償）

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行

うものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1ヵ月前までに相手方に申し出るものとする。

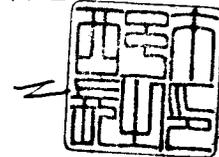
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年7月2日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

西予市長

三好 幹



乙 愛媛県松山市二番町四丁目 4 番地 4

一般社団法人 愛媛県電設業協会

会長理事

小関 真博



副会長

南予地区代表理事

松本 純

